あきる野市採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会　資料３
（令和８年９月２５日）

「別紙　採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策」新旧対照表

（下線は改正部分）

改定案	現行
１　休日、操業時間、採石等（廃土廃石及び残土を含む。）の搬入搬出 （１）　休日 ア　土曜日及び日曜日は、休日とする。 イ　国民の祝日は、休日とする。 ウ　年末年始は、１２月２９日から翌年の１月３日までを休日とする。 （２）　操業時間 工場の生産操業時間は、原則として午前７時から午後７時までとする。 （３）　採石等の搬入搬出 ア　採石等の搬入搬出量は、東京都の岩石採取計画認可に基づくものとし運搬する車両は、総重量２２トン以内、１日当たりの搬入搬出に係る車両台数は、合計８０台以内とする。 イ　搬入搬出時間は、午前８時から午後５時までとする。ただし、養沢及び小宮地域内の通行に関し、別の協定等がある場合は、その時間を優先する。 ウ　運搬車両は、２台以上連なって走行しない。 エ　廃土廃石は、努めて工場内処理を図るものとする。	１　休日、操業時間、出荷・運行・廃土廃石処理 （１）　休日 ア　日曜日は、休日とする。 イ　国民の祝日は、年間７日以上を休日とする。 ウ　年末年始は、１２月３０日から翌年の１月３日までを休日とする。 （２）　操業時間 工場の生産操業時間は、原則として午前７時から午後７時までとする。 （３）　出荷・運行・廃土廃石処理 ア　採石等（工場外に搬出する廃土廃石等を含む。）の搬出量は、東京都の岩石採取計画認可に基づくものとし、採取岩石を搬出する車両は、総重量２２トン以内、１日当たりの採取岩石を搬出する車両台数は、１４０台以内とする。 イ　出荷時間は、午前６時から午後９時までとする。ただし、養沢及び小宮地域内の通行に関し、別の協定等がある場合はその時間を優先する。 ウ　運搬車両は、２台以上連なって走行しない。 エ　廃土廃石は努めて工場内処理を図るものとし、やむを得ず工場外に搬出する場合の運搬車両台数は、採取岩石年間搬出車両台数の１０％以内とする。 オ　工場への廃土廃石の搬入はしない。
２　安全対策 （１）　児童・生徒登校時間の運行 児童・生徒の登校時間帯（午前７時２０分から午前８時２０分まで）は、運搬車両の運行は努めて控える。 （２）　乗合バスの優先 乗合バスの通行を優先させるとともに、乗降客の安全確認に細心の注意を払う。 （３）　交通弱者への配慮 子ども、高齢者、障害者、自転車・バイク運転者等の交通弱者に対して、優先して通行させる等の配慮をする。 （４）　林業者・観光者の安全対策 運搬車両が大岳林道を通行する場合は、林業関係者及び観光者を優先し、通行の妨害にならないよう努める。特に歩行者の安全を確保する。 （５）　安全運転の励行 ア　交通関係法令等を遵守するとともに、安全確認をしがたい区間については、徐行又は最徐行を	２　安全対策 （１）　児童・生徒登校時間の運行 児童・生徒の登校時間帯（午前７時２０分から午前８時２０分まで）は、運搬車両の運行は努めて控える。 （２）　乗合バスの優先 乗合バスの通行を優先させるとともに、乗降客の安全確認に細心の注意を払う。 （３）　交通弱者への配慮 子ども、高齢者、障害者、自転車・バイク運転者等の交通弱者に対して、優先して通行させる等の配慮をする。 （４）　林業者・観光者の安全対策 石材生産のため大岳林道を通行する場合は、林業関係者及び観光者を優先し、通行の妨害にならら

行う。 イ　運転者の指導 年２回以上の運転者講習会を実施し、交通法規の遵守、安全運転の励行等を教育するとともに、新たに業務に就く運転者に対しては、地域の状況、協定事項等を充分に把握させる。また、定期的に安全、衛生、環境整備等に関する運転者指導を行う。 （６）　交通標識の設置及び維持・管理 標識やカーブミラーの設置について、道路管理者等と協議し、交通安全対策に努める。 （７）　道路の維持・管理 道路の維持・管理について、道路管理者等と協議し、汚濁水流出防止、破損修復、粉じん対策等に努める。 （８）　運搬車両への積載 ア　採石等の運搬車両への積載は、最大積載量を厳守する。 イ　運搬車両から採石等が落下しないよう、シート掛けを入念に行う。 ウ　運搬時におけるシート掛けの点検は、運転者以外の者をもって厳重に行う。 （９）　車両の維持・管理 採石等の運搬車両は、法定検査等を行い、常に良好な状態を維持する。 3　大気汚染対策 （１）　運搬車両の排気ガス対策 車両の整備点検を適正に実施し、不良排気ガスを抑制する。 （２）　工場内からの粉じん飛散防止 ア　粉じん発生の著しい場所へは適切に散水を行い、粉じんの発生を抑制する。 イ　砕石及び選別機を建屋で囲う。 （３）　運搬中の粉じん飛散防止 ア　工場から林道に出る場所に、運搬中の粉じんの発生を抑制するために洗車設備を設置し、ダンプトラック等のタイヤ等に付着した土砂やシェルトを除去する。 イ　搬入搬出ルートの道路は、常に清掃を実施し、散水等を行い、運搬車両による粉じんの巻き上げのないように努める。 4　騒音・振動の防止対策 破砕機及び選別機を建屋で囲うとともに、工場内の騒音・振動発生の防止に努める。 5　河川の汚濁防止対策	ないよう努める。特に歩行者の安全を確保する。また、発破作業時には予告し、安全確認の上行う。 （５）　安全運転の励行 ア　交通関係法令等を遵守するとともに、安全確認をしがたい区間については、徐行又は最徐行を行う。 イ　運転者の指導 年２回以上の運転者講習会を実施し、交通法規の遵守、安全運転の励行等を教育するとともに、新たに業務に就く運転者に対しては、地域の状況、協定事項等を充分に把握させる。また、定期的に安全、衛生、環境整備等に関する運転者指導を行う。 （６）　交通標識の設置及び維持・管理 標識やカーブミラーの設置について、道路管理者等と協議し交通安全対策に努める。 （７）　道路の維持・管理 道路の維持・管理について、道路管理者等と協議し、汚濁水流出防止、破損修復、粉じん対策等に努める。 （８）　運搬車両への積載 ア　採取岩石等の運搬車両への積載は、最大積載量を厳守する。 イ　運搬車両から採取岩石等が落下しないよう、シート掛けを入念に行う。 ウ　出荷時におけるシート掛けの点検は、運転者以外の者をもって厳重に行う。 （９）　車両の維持・管理 採取岩石等の運搬車両は、法定検査等を行い、常に良好な状態を維持する。 3　大気汚染対策 （１）　運搬車両の排気ガス対策 車両の整備点検を適正に実施し、不良排気ガスを抑制する。 （２）　工場内からの粉じん飛散防止 ア　粉じん発生の著しい場所へは適切に散水を行い、粉じんの発生を抑制する。 イ　砕石及び選別機を建屋で囲う。 （３）　運搬中の粉じん飛散防止 ア　工場から林道に出る場所に、運搬中の粉じんの発生を抑制するために洗車設備を設置し、ダンプトラック等のタイヤ等に付着した土砂やシェルトを除去する。 イ　出荷ルートの道路は常に清掃を実施し、散水等を行い、運搬車両による粉じんの巻き上げのないように努める。 4　騒音・振動の防止対策

（１）　工場内からの汚濁水流出防止措置 ア　河川の水質保全のために、採掘区域内の土砂を含む雨水排水が流失しないよう採掘の計画を行う。 イ　沈砂池でいったん土砂を沈降させ、洪水調整池を経由させた後に沈殿池で貯留し、土砂やシェルトを除去する。 ウ　沈殿池に貯留した雨水は、場内の散水等の利用に努める。 エ　沈砂池、洪水調整池、沈殿池等にたまった土砂は除去し、常に機能が保たれるよう維持・管理する。 オ　沈砂池、洪水調整池、沈殿池等から除去した土砂は、場内の埋め戻し土等とする。 （２）　搬入搬出道路からの汚濁水流出防止措置 常時道路清掃を実施し、土砂及び粉じんを除去することにより、搬入搬出ルートの道路からの土砂及び濁水の流出を防止する。 （３）　工場周辺の汚濁水流出防止措置 ア　工場周辺の雨水は、側溝で集水し、工場敷地下部に設ける沈砂池へ流入させる。 イ　工場周辺のしぼり水は、他の排水とは分離して集水、浄化して河川へ放流する。 6　地形・地質の安全確保対策 （１）　採掘 ア　採掘は、周辺地域に岩盤崩壊や転石、落石が及ばないよう周辺地域の谷側に対して逆こう配に行う。 イ　採掘計画は、法面の安定性が確保できるよう設定する。 ウ　常時巡回を行い、崩壊の恐れのある岩盤や浮き石等の早期発見に努め、その状況に応じて斜面の安定確保のための対策を行う。 エ　残留緑地等の林縁部幅５ｍは、立木を伐採し、法肩を緩やかに仕上げる（ラウンディング）ことにより、落石・土砂の流出等を防止する。 （２）　埋め戻し、客土及び盛土 工場廃止に伴う埋め戻し、客土及び盛土については、関係法令を遵守し、適正な残土をもって適切な対策を講ずること。 7　動植物等に関する対策 陸上植物、陸上動物及び水生生物の保護等並びに景観の保全に関する対策については、　環境保護又は保全に関する法令等を遵守し、適切な対策を講じる。	（１）　発破による騒音・振動の防止 発破に伴う火薬の使用は、消費計画により認可されたとおりとし、周辺民家への騒音・振動の影響を十分に考慮する。 （２）　工場の騒音・振動防止 破砕機及び選別機を建屋で囲うとともに、工場内の騒音・振動発生の防止に努める。 5　河川の汚濁防止対策 （１）　工場内からの汚濁水流出防止措置 ア　河川の水質保全のために、採掘区域内の土砂を含む雨水排水が流失しないよう採掘の計画を行う。 イ　沈砂池でいったん土砂を沈降させ、洪水調整池を経由させた後に沈殿池で貯留し、土砂やシェルトを除去する。 ウ　沈殿池に貯留した雨水は、場内の散水等の利用に努める。 エ　沈砂池、洪水調整池、沈殿池等にたまった土砂は除去し、常に機能が保たれるよう維持・管理する。 オ　沈砂池、洪水調整池、沈殿池等から除去した土砂は場内の埋め戻し土等とする。 （２）　搬出道路からの汚濁水流出防止措置 常時道路清掃を実施し土砂及び粉じんを除去することにより、出荷ルートの道路からの土砂及び濁水の流出を防止する。 （３）　工場周辺の汚濁水流出防止措置 ア　工場周辺の雨水は側溝で集水し、工場敷地下部に設ける沈砂池へ流入させる。 イ　工場周辺のしぼり水は、他の排水とは分離して集水、浄化して河川へ放流する。 6　地形・地質の安全確保対策 （１）　採掘 ア　周辺地域に岩盤崩壊や転石、落石が及ばないように採掘は周辺地域の谷側に対して逆こう配に行う。 イ　採掘計画は法面の安定性が確保できるよう設定する。 ウ　常時巡回を行い、崩壊の恐れのある岩盤や浮き石等の早期発見に努め、その状況に応じて斜面の安定確保のための対策を行う。 エ　残留緑地等の林縁部幅５ｍは立木を伐採し、法肩を緩やかに仕上げる（ラウンディング）ことにより、落石・土砂の流出等を防止する。 （２）　火薬類使用方法

8　史跡・文化財対策 　文化財保護に関する法令等を遵守し、適切な対策を講じる。 9　その他 ア　事業所内に環境管理者を定め、環境管理や交通安全管理を徹底する。環境管理者は常に現場状況を把握できる者とし、事業区域内及び周辺地域を巡回する。 イ　無線の利用は、電波法に定められたとおりとする。 ウ　事業区域及び沿道等の清掃など環境美化に努める。	発破に伴う火薬の使用は、消費計画により認可されたとおりとし、地形・地質への影響を十分に考慮する。 7　動植物等に関する対策 　陸上植物、陸上動物及び水生生物の保護等並びに景観の保全に関する対策については、　環境保護又は保全に関する法令等を遵守し、適切な対策を講じる。 8　史跡・文化財対策 　文化財保護に関する法令等を遵守し、適切な対策を講じる。 9　その他 ア　事業所内に環境管理者を定め、環境管理や交通安全管理を徹底する。環境管理者は常に現場状況を把握できる者とし、事業区域内及び周辺地域を巡回する。 イ　無線の利用は電波法に定められたとおりとする。 ウ　事業区域及び沿道等の清掃など環境美化に努める。